

マテリアル先端リサーチインフラ事業に係る施設共用に関するデータ登録約款

令和5年4月1日

令05基(規則)第2号

最終改正 令和5年9月1日

令05基(規則)第17号

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「機構」という。)の量子技術基盤研究部門共用施設(以下「共用施設」という。)をマテリアル先端リサーチインフラ事業(以下「ARIM事業」という。)により利用し、当該施設で取得したデータをARIM事業のシステム(以下「ARIMシステム」という。)に登録を行う者は、次の各条項に定める規定に基づき利用するものとする。

(用語の定義)

第1条 本約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1)「本サービス」とは、ARIMシステムによりデータ登録者(次号に定義)に提供されるサービスであり、ユーザーアカウントを用いてARIMシステムへデータを登録し、自ら登録したデータの構造化データ(第12号に定義)を利用できるサービスをいう。
- (2)「データ登録者」とは、機構の共用施設を利用し、かつ、本約款に同意して第4条により機構に対して当該施設で取得したデータの登録による本サービスの利用を申請し、機構がこれを承諾した者をいう。
- (3)「ID・PW」とは、データ登録者ごとに機構又は国立研究開発法人物質・材料研究機構が担うデータ中核拠点(第7号で定義)が発行するID及びユーザーが設定したパスワード(PW)をいう。
- (4)「ARIM事業機関」とは、本事業に参画する別表第1に掲げる機関をいう。
- (5)「ARIM事業従事者」とは、ARIM事業機関に所属する者であって、かつ、本事業に従事することを文部科学省へ届け出ている者をいう。
- (6)「データ利用者」とは、次のイ及びロのいずれの要件も満たす者であって、広域シェア(第15号ロで定義)のデータ利用を機構又はARIM事業機関が承諾した者をいう。ただし、機構の安全保障輸出管理規程(28(規程)第82号)に適合する場合は、ロに該当しない自然人に対してもデータの利用を承諾する。
 - イ 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)並びに関連法令の要件を満たす者(第9号に定義)
 - ロ 日本国内の法人に属し、当該法人がデータ共用サービスの利用を承認する者

(7)「データ中核拠点」とは、データを蓄積・管理する基盤を提供し、また、データを全国で利活用できる環境を整備する拠点で、国立研究開発法人物質・材料研究機構が担う。

(8)「データ利用者（データ中核拠点）」とは、次のイ及びロのいずれの要件も満たす者であって、本事業と連携するデータ基盤であるデータ中核拠点によって、データ中核拠点共用（第15号ハに定義）のデータ利用を承認された者をいう。

イ 外為法及び関連法令の要件を満たす者（次号に定義）

ロ 日本国内の法人に属し、当該法人が広域シェアの利用を承認する者

(9)「外為法及び関連法令の要件を満たす者」とは、日本国に居住する日本人や6か月以上日本国に居住する外国人など外為法の居住者（ただし、居住者であっても特定類型に該当する場合は事前に経済産業省の許可などの法令上の要件を満たした者）をいう。

(10)データの「登録」とは、データを ARIM システムにアップロードし、国立研究開発法人物質・材料研究機構が当該データを管理できる状態にすることをいう。

(11)「登録データ」とは、データ登録者が登録したデータをいい、次のイ及びロに定めるデータのいずれかを含む。

イ 生データ データ登録者が利用した共用施設等から創出されたファイルに含まれるデータ、及び当該施設等の各種センサーなどのログデータ（出力値）

ロ 入力データ ARIM 事業が定めるウェブ登録画面又は登録様式で入力される書誌事項、材料情報、プロセス加工情報等、生データに係る附帯事項

(12)「構造化データ」とは、登録データを、ARIM システム又は ARIM 事業機関が独自に作成したプログラム若しくは ARIM 事業機関が購入したソフトウェア等によって、第三者の利用しやすい形式に整えたデータをいい、次のイからへに定めるデータ等のいずれかを含む。

イ 機械可読化データ 登録データを ARIM 事業機関が独自に作成したコードやプログラム、又は ARIM 事業機関が購入したソフトウェア等によって、加工、編集、抽出、統合、集計、分析等を行ったデータ

ロ グラフデータ 機械可読化データ等から ARIM 事業機関が独自に作成したコードやプログラム、又は ARIM 事業機関が購入したソフトウェアによって、一次元図、二次元図、三次元図等のグラフや可視化図として出力したデータ

ハ 表データ 機械可読化データ等から ARIM 事業機関が独自に作成したコードやプログラム、又は ARIM 事業機関が購入したソフトウェアによって、表組として出力したデータ

ニ 選定メタデータ 測定情報、装置設定情報、材料情報等のメタデータのうち、ARIM 事業機関で定めた項目の抽出又は語彙の変換若しくは表記の統制を行ったデータ

ホ データセット データ登録者が本サービスの利用を申請した利用課題単位ごとに登録データ並びに機械可読化データ、グラフデータ及び表データを ARIM 事業機関の仕様で一体化したもの

ヘ データカタログ データセットの概要を抄録としてまとめられたものであり、データセットに書誌情報、選定メタデータのリスト等を加えて ARIM 事業機関で組版化したもの

(13) データの「二次利用」とは、データ登録者以外の第三者が、システムに登録されたデータをダウンロードし、当該データの加工、編集、複製、転載等を行う利用形態をいう。

(14) 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権、営業秘密その他知的財産基本法（平成14年法律第122号）又は海外の法令に定める知的財産に関して法令（海外の法令を含む。）により定められた権利又は法律上保護される利益にかかる権利をいう。

(15) 登録データの共用の形態は、「非共用」、「広域シェア」及び「データ中核拠点共用」があり、それぞれの用語の意味は、次のイからハに定めるとおりとする。

イ 「非共用」とは、データ登録者のみがアクセスでき、第三者は ARIM 事業従事者（ただし、システム管理者は除く。）も含めてアクセスすることができない状態をいう。

ロ 「広域シェア」とは、次のイ）からハ）に定める3つの方式のいずれかにより、ARIM 事業機関がデータ利用者に対し、登録データ及び構造化データの表示、検索及びダウンロードを管理している状態をいう。

イ) アカウント方式 インターネットからのアクセスに対して、ログイン ID やパスワードなど一定のアカウント制限がかかった状態

ロ) 申込書方式 ファイル又は書面による利用申請等の制限がかかった状態

ハ) オンサイト方式 ARIM 事業機関の内部に設置された情報端末機器のみでアクセスできる状態

ハ 「データ中核拠点共用」とは、データ中核拠点において ARIM 事業機関のほか、データ中核拠点のアカウントを持つデータ利用者（データ中核拠点）が、アクセスできる状態をいう。

（本約款の適用及び変更）

第2条 本約款は、機構が提供する本サービスの利用に伴う一切の事項に適用される。

2 機構は、データ登録者の事前の承諾なく、本約款の内容を随時変更することができる。変更後の約款は、その発効日の1週間以上前に、本サービスの提供に関する機構のウェブサイト（以下「機構サイト」という。）に掲載するほか、機構が相当と判断する方法でデータ登録者に通知する。変更後の約款の発効日以降における本サービスの利用をもって、データ登録者は変更後の約款に同意したものとみなされるものとする。

（通知）

第3条 本サービスに関する機構からデータ登録者への通知は、電子メール、書面又は機構サイトへの掲載により行われるものとする。

2 前項に定める通知の効力は、機構からデータ登録者へ電子メールを送信した時点、機構からの書面がデータ登録者に到達した時点又は機構サイトへ掲載した時点から効力を生じるものとする。

(利用の申込み)

第4条 本サービスの利用を希望する者は、機構が定める様式により申請するものとする。

第14条第1項に定める登録データの非共用期間は、申請時に指定するものとする。

(利用の承諾)

第5条 機構は、前条に基づき本サービスの利用を申請した者（以下「利用申請者」という。）が、次の各号に定める全ての要件を満たしていると判断した場合に、利用申請者による本サービスの利用を承諾し、IDを発行する。

- (1) 第1条第2号に該当する者であること。
 - (2) 本サービスの利用が、物質・材料科学技術に関する教育又は研究開発を目的としたものであること。
 - (3) 登録データについて、ARIM事業が定める一定の非共用の期間の後、ARIM事業機関により共有され、また、一定の条件の下で、ARIM事業機関から第三者に共用されることに同意していること。
 - (4) 本約款（機構から固有の特約等が示された場合、当該特約等を含む。）に同意していること。
 - (5) 第10条に定める遵守事項又は第20条に定める禁止事項に違反するおそれがないこと。
 - (6) 本約款に違反するおそれがないこと。
 - (7) 過去に本約款に違反した事実がないこと。
 - (8) 所属法人の属性その他の事項を考慮し、当該者に本サービスを利用させることが不適切となるおそれがないこと。
- 2 機構が本サービスの利用申請者に対し利用の承諾を通知した場合、当該者をデータ登録者として、機構との間で本約款を内容とする利用契約が成立するものとする。
- 3 データ登録者は、第12条に定める登録データの利用許諾を行うことにより、データ登録者の施設利用について、マテリアル先端リサーチインフラ事業に係る施設共用の利用料金の免除に関する規則（令04関（規則）第6号）に定める利用料金の一部免除が適用される。
- 4 データ登録者は、第4条に基づく本サービス利用申請書の内容が、ARIM事業従事者間で共有されることに同意する。

(データ登録期間)

第6条 ARIM システムへのデータ登録は、本サービス利用申請書においてデータ登録者が指定したデータ登録予定日から当該年度末まで行うことができる。

(利用登録の変更)

第7条 データ登録者は、住所、名称、電話番号、メールアドレスその他本サービスの利用申請書に記載した事項について変更があったときは、速やかに機構へ変更内容を届け出るものとする。

- 2 データ登録者が前項の届け出を怠ったことにより、データ登録者その他の者に生じた損害について機構は一切責任を負わない。

(ID-PW の管理)

第8条 データ登録者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。ARIM 事業機関は、ID-PW の管理又は使用状況に起因するデータ登録者その他の者の損害について、一切の責任を負わないものとする。

- (1) ID-PW を自分以外の第三者に、開示、貸与又は共有しないこと。
- (2) ID-PW の漏えい又は不正使用が生じないよう厳重に管理すること。
- 2 データ登録者以外の者が ID-PW を用いて、本サービスを利用した場合、当該行為はデータ登録者の行為とみなされ、データ登録者はかかる利用について ARIM 事業機関に生じた損害を賠償するものとする。ただし、機構の責めに帰すべき事由により、データ登録者の ID-PW が不正使用された場合はこの限りではない。

(データの権利)

第9条 本サービスで登録された生データに関する著作権その他の権利は、当該データに関する権利を現に有する権利者に帰属するものとする。本サービスの利用により登録データの権利は、第三者に対して譲渡又は移転されない。

- 2 本サービスにより構造化されたデータに関する一切の権利及び権原は、機構に帰属する。
- 3 非共用又は広域シェア期間中の登録データ又は構造化データの利用に基づき生じた発明、考案、創作等にかかる知的財産権は、機構に帰属する者により創出された場合を除き、機構に帰属しない。

(データ登録に関する遵守事項)

第10条 データ登録者は、ARIM システムへのデータ登録に当たって、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) ARIM システムが要求する情報（登録するデータのメタデータ等）を漏れなく入力すること。
- (2) 登録データの内容に関し責任を持つべき者を明らかにすること。

（登録データの適切性の確保）

第 11 条 登録データについて、誤りや登録権限がない等の指摘が第三者から機構になされた場合、機構からその旨の通知を受けたデータ登録者は、自らの責任で当該登録データを適切に処理するものとする。機構は、登録データの適切性の確保について、何らの義務も負わない。

- 2 登録データが第 10 条第 1 項各号のいずれかに違反すると機構が判断したときは、機構はデータ登録者の同意を得ることなく、当該データを削除又は非表示とすることができる。当該措置に起因するデータ登録者その他の者の損害について、機構は一切の責任を負わないものとする。

（登録データの利用許諾）

第 12 条 データ登録者は、機構その他 ARIM 事業機関に対し、登録データに関して次の各号に定める利用を許諾するものとする。この利用許諾は、無償、無期限かつ撤回不能であり、機構とデータ登録者間の利用契約が終了した後も継続するものとする。また、データ登録者は、自己の登録データを第三者へ譲渡した場合においても、この利用許諾に基づき ARIM 事業機関による本約款に定める登録データの利用及び管理権原が継続することに同意する。

- (1) 登録データを機構その他 ARIM 事業機関が独自に作成したコード等によって、加工、編集、抽出、統合、集計、分析等を行って構造化データとすること。
 - (2) 登録データ及び構造化データを機構その他 ARIM 事業機関のデータベースに格納すること。
 - (3) 登録データ及び構造化データを機構その他 ARIM 事業機関内間のデータベースで複製又は移転すること。
 - (4) 登録データ及び構造化データをデータ登録者の申請の下、データ中核拠点の本事業以外のデータベースへ複製又は移転をすること。
 - (5) ARIM 事業機関が登録データ及び構造化データを第 15 条に示されるデータ利用範囲内において第三者（データ登録者を含む。）に利用させること。
- 2 登録データに著作物等の知的財産が含まれている場合、データ登録者は ARIM 事業機関に対し、当該知的財産及びこれに係る権利に関して前項各号に定める範囲の利用を許諾するものとする。この場合において、当該利用許諾は、前項の規定を準用する。なお、第三者が当該知的財産について権利を有する場合、データ登録者は ARIM 事業機関に対し、当該知的財産及びこれに係る権利を前項の範囲で利用することについて、当該

第三者から許諾を得ていることを保証する。

(データ登録の主体)

第13条 ネットワークに接続している装置から創出されるデータを登録する場合には、データ登録者自身が、データ登録を行うものとする。ただし、第4条に定める利用申請時に、機構のARIM 事業従事者に登録代行を許可した場合はこの限りではない。

(データ共有の区分)

第14条 登録データ及び構造化データは、一定の期間、非共有とする。非共有期間の開始日及び満了日は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 開始日 第4条に定める本サービス利用申請時にデータ登録者が指定する利用開始日
 - (2) 満了日 課題利用の年度末の翌日(4月1日)から起算して2年までの間で、第4条に定める本サービス利用申請時にデータ登録者が指定する日
- 2 データ登録者は、非共有期間中に事前に機構が定めた申請書を提出することにより、非共有期間を短縮又は延長することができる。ただし、延長の期間は最大2年までとする。
- 3 非共有期間の満了日の翌日から、登録データ及び構造化データの共有の形態は広域シェアへ移行する。
- 4 機構は、データ登録者の申請に基づき、広域シェアとなったデータのうち、次の各号に定める構造化データをデータ中核拠点の本事業以外のデータベースに複製又は移転することができるものとする。
- (1) 主となるデータが論文等で公知となっている構造化データ
 - (2) 主となるデータと同じ材料のデータが論文等で公知となっている、又は購買などを通じて一般入手が可能である構造化データ

(データの利用範囲)

第15条 非共有又は広域シェアの対象となっているデータの利用範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 非共有においては、データ登録者のみが、自身の登録データ及び構造化データを閲覧、検索、編集、ダウンロード及び利用をすることができる。ただし、データ登録者が共有施設の利用で得られた成果を公開する際の共著者として機構の帰属者が含まれる場合は、当該帰属者も登録データ及び構造化データを閲覧、検索、編集、ダウンロード及び利用をすることができるものとする。
- (2) 前号にかかわらず、非共有期間中であっても、ネットワークやシステムなどの障害対応やメンテナンスの実施に限り、ARIM 事業機関のシステム管理者及びネットワーク管理者は、データセットの表示、検索、ダウンロード等の操作を行うことができるも

のとする。

- (3) ARIM 事業機関のシステム管理者及びネットワーク管理者は、非共用期間中であっても登録されたデータファイル数、データ量、登録日等のシステム管理に必要な統計情報を取得できるものとする。
- (4) 広域シェアとなっている登録データは、ARIM 事業従事者のみが、事業の運営やサービスの向上等の事業に資する目的に限り、閲覧、検索、編集、ダウンロード及び二次利用することができる。ただし、政府機関の特別な要請に基づき当該政府機関に提供される場合、及び登録データを生成した装置の性能向上のため当該装置のメーカーに提供される場合は、これらの者も利用できるものとする。
- (5) データ登録者は、自己の登録データのみアクセス権を有する。
- (6) 登録データは、データ利用者に共用されない。ただし、登録データが顕微鏡撮影画像などの画像データや動画ファイルである場合、ARIM 事業機関は、複製、フォーマット変換、リサイズ、メタデータの削除等の編集や加工を行った上でデータ利用者に提供することができるものとする。
- (7) 広域シェアとなっている構造化データについて、ARIM 事業機関は、閲覧、検索、編集、ダウンロード及び二次利用並びに第三者への有償又は無償による提供をすることができる。
- (8) 広域シェアとなっている構造化データについて、データ利用者は、閲覧及び検索することができる。
- (9) ARIM 事業機関への申込みに基づき、ARIM 事業機関から構造化データが提供された場合又はダウンロード権限が付与された場合に限り、データ利用者は当該データの編集等の二次利用ができる。
- (10) データ中核拠点共用の利用範囲は、データ中核拠点が別途定めるところによるものとする。

(データの編集及び削除)

第16条 データ登録者は、データセットのうち、データカタログの編集を行うことができる。構造化データそのものの編集は行うことはできない。

2 データ登録者は、非共用期間中に限り、登録データ及びその構造化データをデータセットから削除することができる。ただし、削除されたデータは復旧することはできない。また、その削除に係る個別の問合せに機構は応じない。

3 データ登録者が ARIM システムへデータ登録したデータ数に対し、合理的に認められる範囲を超えたデータの削除が認められた場合、機構はデータ登録者に対し本サービスの利用を停止することがある。なお、サービスの停止に至った場合、その理由や停止の水準等についての問合せに機構は応じない。

(登録データの非表示化)

第17条 データ登録者は、本サービスの利用申請時又はその後に氏名や所属機関名の非表示(閲覧・検索の対象とならず、かつデータ提供においても、当該項目は削除されて共用されること。)を指定した場合、機構は、登録データ及び構造化データから次の各号に定める項目を非表示とすることができるものとする。

- (1) 課題番号
- (2) データ登録者の氏名
- (3) データ登録者の所属機関名

(データ提供に係る外為法対応)

第18条 登録データ及び構造化データの外為法への対応者は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) データ登録者は、登録データ及び構造化データが、外為法の規制対象となり得ることを理解し、外為法及び関連法令の要件を満たす者以外の者に登録データ及び構造化データを提供してはならない。非共用期間中にデータ登録者が第三者へデータ提供を行う場合、当該第三者が外為法及び関連法令の要件を満たす者であるか否かの確認は、データ登録者が行うものとし、その結果についてもデータ登録者が責任を負うものとする。
- (2) 広域シェアとなっている登録データ及び構造化データを、ARIM 事業機関がデータ利用者及びデータ利用者(データ中核拠点)に提供する場合、当該提供にかかる外為法への対応は、提供を行う ARIM 事業機関が行うものとする。

(データの有償提供)

第19条 ARIM 事業機関は、広域シェアとなっている構造化データを有償でデータ利用者に提供することができるものとする。

- 2 データ登録者は、前項による有償提供で得た収益が、ARIM 事業のサービス維持と向上のために ARIM 事業機関によって使用されること、また、データ登録者には還付されないことに同意する。

(禁止事項)

第20条 データ登録者は、本サービスの利用に際し、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 本約款に違反する行為
- (2) 本サービスの利用を申請した利用課題以外の目的でのデータ登録等、ARIM 事業で認められた目的以外での利用行為
- (3) 構造化データの販売又は賃貸
- (4) 構造化データをコンテンツとして、又はその一部のサンプルデータとして書籍、電子

媒体等により出版、頒布、アップロード又は公衆送信する行為

- (5) 構造化データを含むデータベース等を構築し、第三者への有償でのデータ提供サービスその他これを利用した営利事業、商用事業、サービス等を行うこと
- (6) 構造化データの内容に基づいた有償のセミナー又は講演会を行うこと（ただし、政府機構が主催、共催又は後援する講演会等において、ARIM 事業従事者が発表する場合を除く。）
- (7) 第3号から前号に定める行為を行おうとする者又はその可能性がある者に構造化データを提供する行為
- (8) 法令に違反する行為
- (9) 外為法及び関連法令の要件を満たさない者に登録データ又は構造化データを提供する行為
- (10) 公序良俗に反する行為
- (11) 第三者の権利を侵害する行為
- (12) 機構その他 ARIM 事業機関、本サービスの他のデータ登録者又はその他の第三者に不利益、損害を与える行為
- (13) 本サービスを構成するサーバ、ネットワーク等機器に関する次のイからホに定める行為
 - イ 過度な負担をかける行為
 - ロ 不正アクセス、スクレイピング等、その仕様又は利用に支障を与える行為
 - ハ 解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを取得する行為
 - ニ その全部又は一部を他のソフトウェアに組み込む行為
 - ホ 不正なデータ又は命令を入力する行為

(情報機器等のセキュリティ管理)

第21条 データ登録者は、データ登録者において維持管理を要する情報機器（個人又は研究室のパーソナルコンピュータ等）、ソフトウェア、システム等を使用して本サービスを利用するときは、自己の責任において当該情報機器等のセキュリティを適切に管理するものとする。データ登録者は、当該管理により生じた結果について ARIM 事業機関に対し全責任を負うものとする。

(提供の中断)

第22条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合、データ登録者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとする。

- (1) ARIM システム及び本サービスに供するサーバーコンピュータ等の設備の故障により保守を行う場合
- (2) 停電やインターネット接続の不具合が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき

- (3) ARIM システム又は本サービスに供するサーバーコンピュータ等の設備に支障が生じ、又はそのおそれがある等、機構の業務の遂行に支障が生じると機構が合理的に認めた場合
 - (4) 日本国又は日本国以外の国の公権力（公的機関を含む。以下「公的機関等」という。）による命令、処分、要請等があった場合
 - (5) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
- 2 機構は、ARIM システム又は本サービスに供する設備の定期点検を行うため、データ登録者に3日前までに通知の上、本サービスの提供を一時的に中断することができるものとする。
- 3 機構は、データ登録者が本約款に違反した場合、又は違反したおそれが高いと判断した場合、データ登録者への事前の通知又は催告を要することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとする。
- 4 機構は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関してデータ登録者又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとする。

（登録利用上の権利義務の譲渡等）

第23条 データ登録者は、本サービス利用上の地位を第三者に移転し、又は本サービスの利用から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、若しくは担保として提供等することはできない。

（データ登録者による契約の解約）

第24条 データ登録者は、機構に対して機構の所定の方法により通知することにより、本サービスの利用契約を解約することができる。当該解約通知による契約終了日は、解約通知が15日までに機構に到達したときは当月末日、16日以降に到達したときは翌月末日とする。なお、機構に対し、本サービス利用に関する債務がある場合には、データ登録者は直ちにその全てを弁済しなければならない。

（機構による契約の解除）

第25条 機構は、データ登録者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合、当該データ登録者に対し、何らの通知又は催告をすることなく、直ちに本サービスの利用契約を解除することができるものとする。

- (1) 本約款に違反した場合
- (2) 手形、小切手の不渡り等、支払を停止した場合その他信用状態が悪化したと認められる相当の事由がある場合
- (3) 差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分等を受

けた場合

- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てを受け、又は自ら申し立てた場合
 - (5) 後見又は保佐開始の審判があった場合
 - (6) 教育又は研究開発目的外での使用等、第5条第1項各号のいずれかを満たさなくなつたとき、又は満たさない可能性があるとき。
 - (7) 機構その他 ARIM 事業機関又は本サービスに関し、虚偽の情報を流布するなどにより運営を妨害し、又は機構その他 ARIM 事業機関の信用を毀損したとき。
 - (8) 外為法及びその関連法規並びに適用される自国及び外国の輸出管理に関する法令及び規則に違反したとき、又は違反した可能性若しくは違反する可能性があるとして機構が合理的に判断したとき。
- 2 前項により機構が本サービスの利用契約を解除した場合、当該データ登録者は、機構に対して負う債務があるときは、直ちにその全額を弁済しなければならない。
 - 3 第1項の解除に起因してデータ登録者又はその他の第三者に生じた損害について、機構は一切の責任を負わないものとする。

(継承)

第26条 ARIM 事業終了に伴う本サービスの終了において、機構その他 ARIM 事業機関は、登録された登録データ、構造化データ、データセット、データカタログ等を抹消することなく、新たな機関等に継承できるものとする。

(非保証、免責)

- 第27条 機構は、本約款で明示的に定める場合を除き、本サービスの提供に関し、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証(特定目的への適合性、機能及び効果の有効性、サービスの品質、脅威に対する安全性、商品性、完全性、正確性、複製又は移転されたデータの同一性又は整合性、第三者の権利の非侵害性、本サービスに基づきデータ登録者に提供される機器及び設備の正常な稼働、本サービスの定常的な提供等を含むが、これらに限らない。)も行わないものとする。
- 2 機構は、本約款で明示的に定める場合、また、機構に故意若しくは過失又は責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスの利用に関し、データ登録者又は第三者が被ったいかなる損害(本サービスの利用の不能、本サービスにより提供される機器、設備及びソフトウェアの不具合又は故障、本サービスの提供の遅延、データ登録者が本サービスに提供したデータ及びデータの活用事例の損壊若しくは消失又は第三者による盗用・漏えい、ウイルス、マルウェア等への感染、第三者による不正アクセス、クラッキング及びセキュリティホール等の悪用等による損害を含むが、これらに限らない。)についても、国内外の法令上の責任及び一切の賠償の責任を負わないものとする。

- 3 データ登録者の本サービスの利用に起因して日本国又は日本国以外の国における第三者と機構又はデータ登録者との間に紛争が生じた場合、データ登録者は、自らその責任と費用負担において解決するものとし、機構は一切責任を負わない。
- 4 機構は、天災地変、戦争、暴動、内乱その他の不可抗力、日本国又は日本国以外の国の法令の制定又は改廃、公的機関等による命令、処分又は要請、インターネットの利用制限、インターネットを経由した通信の一部のフィルタリング又は遮断、争議行為、輸送機関又は通信回線の障害その他 ARIM 事業機関の責めに帰することができない事由による本サービスの全部又は一部の履行遅滞又は履行不能について、データ登録者に対して何らの責任を負わないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第28条 データ登録者は、機構に対し、次の各号のいずれにも該当しない者であること、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。機構は、データ登録者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、直ちに本サービスの利用契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) データ登録者又はデータ登録者の所属機関若しくはその役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、総会屋、社会運動・政治運動標ぼうゴロその他暴力、威力及び詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（以下「反社会的勢力」という。）であるとき。
 - (2) データ登録者又はデータ登録者の所属機関若しくはその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
 - (3) データ登録者又はデータ登録者の所属機関若しくはその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (4) データ登録者又はデータ登録者の所属機関若しくはその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (5) データ登録者又はデータ登録者の所属機関若しくはその役員等が、反社会的勢力との間で、社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 機構は、データ登録者又はデータ登録者の所属機関が自ら又は第三者を利用して機構及び機構の ARIM 事業従事者に対して、次の各号の一に該当する行為をした場合は、データ登録者へ何らの催告を要せず、直ちに本サービスの利用契約の全部又は一部を解除

することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 本サービスの利用に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為
- (5) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本サービスの利用契約を締結させる行為
- (6) その他前各号に準ずる行為

3 機構は、前二項の規定により本サービスの利用契約を解除した場合、これによりデータ登録者に生じた損害について、何ら賠償又は補償することを要しない。ただし、データ登録者は、当該解除により機構又はその他の第三者に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(残存条項)

第29条 本サービスの利用契約が終了した後も、第8条第2項、第9条、第11条、第12条、第14条第4項及び第5項、第15条、第17条から第20条、第21条、第22条第4項、第23条、第25条第2項及び第3項、第26条、第27条、第28条第3項並びに本条から第31条は、引き続き有効に存続するものとする。

(準拠法)

第30条 本約款は、日本国の法令に準拠するものとする。

(紛争の解決)

第31条 本約款に関して、機構及びデータ登録者間で意見又は認識の食い違いその他の紛争が発生した場合、当事者間で誠実に協議し、その解決に努めるものとする。

2 機構及びデータ登録者は、本サービス又は本約款に関連する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

附 則

本約款は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月1日 令05基(規則)第17号)

本約款は、令和5年9月1日から施行する。

別表第1（第1条関係）

ARIM 事業機関
国立研究開発法人物質・材料研究機構
国立大学法人東北大学
国立大学法人東京大学
国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学
国立大学法人京都大学
国立大学法人九州大学
国立大学法人北海道大学
公立大学法人公立千歳科学技術大学
国立大学法人山形大学
国立大学法人筑波大学
国立研究開発法人産業技術総合研究所
学校法人早稲田大学
国立大学法人東京工業大学
国立大学法人電気通信大学
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学
国立大学法人信州大学
国立大学法人名古屋工業大学
学校法人トヨタ学園豊田工業大学
大学共同利用機関法人自然科学研究機構
国立大学法人大阪大学
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
国立大学法人広島大学
国立大学法人香川大学